

決定第1号（NHK）

1998（平成10）年3月19日
放送と人権等権利に関する委員会決定第1号

権利侵害申立に関する委員会決定

日本放送協会

会長 海老沢 勝二 殿

放送と人権等権利に関する委員会

委員長 有馬 朗人

申立人 A教授夫人

被申立人 日本放送協会（NHK）

・申立に至る経緯

1996年5月8日、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンディエゴ市で、アルツハイマー病の研究をしていたA教授と娘のBさんが、何者かによって射殺される事件が発生した。アルツハイマー病の研究で高名だった日本人教授が射殺されたこの事件は、日本でも大きく取り上げられマスコミによる報道が連日展開された。事件当時、フランスのニースに滞在していた申立人は、これらの報道の中で、自分が事件に関与していたのではないかという予断に基づいて、誤報、犯人視報道が繰り返されたと主張している。

昨年9月申立人は本委員会に対して、NHKの事件報道により、名誉、プライバシー等が侵害されたとして「権利侵害」の救済を求める申立を行った。

・申立人の申立要旨

1. 事件発生直後の平成8年5月9日からニュースの中で、「恨み説」、「金銭トラブル説」を繰り返し放送した。「恨み説」については、現地の人から「妬み」をもたれることはあっても、「恨み」を買うようなことはなかった。

「金銭トラブル説」についても、不動産をめぐるトラブルはなく、不動産4件の資金は一銭も夫からは出ていない。事件発生直後の5月10日の代表記者会見でも「金銭トラブルはありません」と答えている。金銭トラブルは

警察が発表したものだとしても、妻の証言を放送しないのは問題である。

2. 事件後、名誉を回復するために「検証番組」の制作を求め資料を渡したが、何ら回答がなかった。また取材段階で執拗な取材を受けた。現地ではホテル住まいをしており、取材を避けるために自動車のトランクに隠れて出入りしなければならなかった。その他、不動産屋を追いかけたりする等取材方法に大きな問題があった。

・被申立人の答弁要旨

1. NHKではA教授殺害事件について、事実関係の慎重な取材を基に平成8年5月9日から同年5月18日まで、総合テレビのニュースの時間帯に計17回の放送を行った。「恨み説」「金銭トラブル」など問題とされている放送内容は、いずれも現地警察当局の捜査方針や状況を客観的に伝えたものであり、NHKとしての見解を示したものではない。したがって、放送内容の訂正などは行っていない。

2. 「検証番組の制作」については、NHKの編集権に関わることであり約束は出来ないが、ニュースバリューに応じて、客観的にニュースや企画番組として取り組んでゆく旨を伝えた。「執拗な取材」を受けたとの申立については、取材班がカメラやマイク等を持って申立人を追いかけたような事実は一切ない。取材はいずれも常識的な範囲内と考えている。

以上、NHKとしては、事実関係の十分な取材に基づいて関係者の人権を考慮しながら、節度を守って放送したもので、被害者であるA教授父娘または申立人の権利を侵害することはなかったと考えている。

・委員会の判断

本委員会は、申立人の申立書、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書、反論書に対する再答弁書を検討するとともに、被申立人から提出された当該番組の録画等を視聴し審理した。また申立人の意見を弁護士同席の下で聴取した。

NHKの報道に対する主たる申立は、A教授殺害に関し、本件殺人事件について恨みを買うような事実や金銭トラブルはなかったとするものである。

本委員会は、NHKの今回の報道は、警察の捜査に関する事実を客観的に伝えており、その表現も妥当であって、慎重な配慮のあとが窺われると判断する。

また、「恨み説」については、当初の放送の2日後という早い段階から、

それを否定する申立人の言い分も放送している。

以上を考慮し、本委員会は、今回のNHKの報道には、権利侵害をはじめ、放送倫理上非難に値する点は見出し得ないと判断する。

また、申立人は、申立人や不動産業者へのNHK記者の取材に関し問題があった旨指摘しているが、放送された映像にそのような取材によるものと考えられるものは含まれておらず、そのような取材の事実の存在自体も確認することは出来なかった。

なお、「検証番組の制作」については、編集権に関わる問題であり、被申立人の判断に委ねざるをえない。

・ 審理経過

審理経過は別紙の通りである。

別紙

審理経過

年月日	審理内容
1997 9.10	申立人の「権利侵害申立書」受理
9.18	委員会、「申立」の審理決定
9.19	被申立人に「申立書」送付、「答弁書」とVTRの提出を要請
10.3	被申立人の「答弁書」とVTR受理
10.16	委員会審理、VTRの視聴等
10.20	申立人に「答弁書」を送付、「反論書」の提出要請
11.4	申立人の「反論書」受理
11.6	委員会審理、VTRの視聴等
11.7	「反論書」被申立人に郵送、「再答弁書」の提出要請
11.16	小委員会（論点整理）
11.17	被申立人の「再答弁書」受理
11.20	委員会審理
12.15	委員会審理
12.18	委員会審理、申立人の意見聴取
1998 1.19	小委員会（判定意見整理）
1.22	委員会審理
2.3	第1回起草委員会
2.20	第2回起草委員会
2.25	小委員会（起草委員会草案修正）
3.2	委員会審理
3.7	小委員会（委員会決定文案整理）
3.19	委員会決定、通知、公表